

四日市市告示第207号

四日市市マスコットキャラクターの使用に関する要綱を次のように定める。

平成30年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市マスコットキャラクターの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、四日市市マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用について必要な事項を定め、四日市市のPR及びイメージ向上を図ることを目的とする。

(デザイン及び名称)

第2条 キャラクターのデザイン及び写真は別図のとおりとし、その名称は「こにゅうどうくん」とする。

(使用承認の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ四日市市マスコットキャラクター使用承認（更新・変更）申請書（第1号様式）に商品等（その全部又は一部にキャラクターのデザイン又は写真を用いて作成されたもの（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。以下同じ。）のデザインが分かる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) テレビ、新聞等報道関係機関が報道を目的として使用するとき。
- (3) その他市長が認めたとき。

(審査及び承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、四日市市マスコットキャラクター使用承認（更新・変更）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、必要があると認めるときは、使用の承認にあたり条件を付することができるものとする。

2 市長は、前項による審査の結果、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは使用を承認しないこととし、四日市市マスコットキャラクター使用不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけるおそれがあるとき。

- (2) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (3) 立体物でその表現がキャラクターの立体物と認められないとき。
- (4) 特定の政治、宗教又は思想に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (7) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
- (8) キャラクターを決められた使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (9) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条(同条第 1 項第 5 号に規定する営業を除く。)に規定する営業に利用される
とき。
- (11) 申請者又は申請者の団体の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同法同条第 6 号に規定する暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当するとき
- (12) その他市長が不相当と認めたとき。

(使用料)

第 5 条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用の期限)

第 6 条 キャラクターの使用承認期限は、第 4 条第 1 項により使用承認を受けた日から翌年度の末日までとする。ただし、市長は、使用形態を考慮し相当と認めるときは、承認時にそれ以前の使用期限を付することができる。

(使用の更新)

第 7 条 第 4 条第 1 項の規定により使用の承認を受けた者(以下、「使用者」という。)は、使用期限後もキャラクターを使用しようとするときは、使用期限の 10 日前までに四日市市マスコットキャラクター使用承認(更新・変更)申請書(第 1 号様式)により、市長に申請し、その承認を得なければならない。この場合において、商品等の内容に変更がない場合には、第 9 条第 1 項に規定する商品等の確認を要しないものとする。

(使用上の遵守事項)

第 8 条 使用者は、承認を受けた使用目的、使用方法等の範囲内でキャラクターを使用することができる。ただし、使用目的が、商品等の販売、又は宣伝、営業等における商品等の利用である場合は、次条の規定により商品等の確認を受けた後でなけ

れば、実際に商品等を販売し、又は宣伝、営業等に利用することはできない。

- 2 使用者は、キャラクターの使用に関して、この要綱を遵守し、キャラクターのイメージ等を損なうことがないよう適正に使用しなければならない。
- 3 使用者は、商品等の安全性及び品質に十分な配慮を行うとともに、その製造、販売等に関し、関係する法令（以下「関係法令」という。）を遵守しなければならない。
- 4 使用者は、商品等が、市が製造し、又は販売するものであると誤認されるおそれがないよう配慮しなければならない。
- 5 市長は、前 3 項の規定が遵守されていない認めたときは、使用者に対し、キャラクターの使用中止又は是正を求めることができる。

（商品等の確認）

第 9 条 使用者は、商品等を販売し、又は宣伝、営業等に利用しようとするときは、あらかじめ商品等の完成品を市長に提出し、確認を受けなければならない。ただし、商品等の性質上やむを得ないと認められる場合は、協議の上、イメージデータの提出等に代えることができる。

- 2 市長は、前項の規定による確認の結果、商品等が適正でない認めたときは、使用者に対して是正を求めることができるものとする。この場合において、使用者は速やかにこれに応じ、市長の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

（承認内容の変更）

第 10 条 使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ四日市市マスコットキャラクター使用承認（更新・変更）申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用変更を承認するときは、四日市市マスコットキャラクター使用承認（更新・変更）通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。ただし、必要があると認める場合は、使用変更の承認にあたり条件を付すことができるものとする。

（承認の取消）

第 11 条 市長は、使用者が第 4 条第 2 項各号又は次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 自ら振り出し、又は裏書きした手形又は小切手が不渡処分を受けたとき。
- (2) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (3) 自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき。
- (4) 破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てを行い、又はこれらの申立てを

受けたとき。

(5) 解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要綱の遵守に支障を来たしたとき。

(6) 監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けたとき。

(7) 第7条第4項又は第8条第5項の規定による是正の求めに応じないとき。

(8) この要綱の規定に違反したとき。

(9) 市に対する重大な背信行為を行ったとき。

(10) キャラクターに関する市の権限の行使に支障を来たしたとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に対し、四日市市マスコットキャラクター使用承認取消通知書（第4号様式）により通知するものとする。

3 使用者は、承認が取り消されたときは、自己の責任と費用負担において、使用承認に基づいて製造した一切の商品等の販売等を停止し、かつ、現に有する商品等を廃棄しなければならない。

4 使用者は、承認の取り消しにより、市又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じたときは、その費用を負担しなければならない。

（第三者に対する承認）

第12条 市長は、すでに使用者に対して承認した商品等と同一又は類似の商品等に対して、承認をすることができる。この場合において、使用者は、市長に対して、当該承認について何らの異議を述べることはできない。

（権利設定の禁止）

第13条 使用者は、キャラクターについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第14条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡し、又は承継させてはならない。

（使用者の商品に対する責任）

第15条 使用者は、商品等の安全性、品質等について、すべての責任を負うものとする。

（製造の委託における管理監督責任）

第16条 使用者は、商品等の製造を第三者に委託しようとするときは、受託者がこの要綱に違反することがないように、管理監督責任を負わなければならない。

2 受託者の違反行為により市が損害を受けたときは、使用者がその損害を賠償しなけ

ればならない。

(紛争の解決)

第17条 使用者は、キャラクターの使用に関して、第三者との間に紛争が生じたときは、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとする。

(損害賠償)

第18条 商品等の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、市が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出したときは、使用者は、市に対して直ちにその費用を弁償しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(四日市市制100周年記念事業マスコットキャラクター使用に関する要綱の廃止)

2 四日市市制100周年記念事業マスコットキャラクター使用に関する要綱(平成8年四日市市告示第174号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に旧要綱第5条に基づく使用許可を受けている者は、当該使用許可に係る商品等に関し、この要綱の施行の日に第4条第1項に規定する使用の承認及び第9条第1項に規定する商品等の確認を受けたものとみなす。この場合における使用の期限は、平成33年3月31日までとする。

(様式第1号)

四日市市マスコットキャラクター使用承認（更新・変更）申請書

年 月 日

四日市市長 様

使用申請者 住 所

団体名

代表者

印

四日市市マスコットキャラクター使用承認（更新・変更）について、次のとおり申請します。

使用目的				
	使用アプリケーションNo.			
	有償（販売価格		円）	／
使用責任者	所 属			
	所在地		氏 名	
	T E L		F A X	
添付書類	企画書（販売計画等）、商品見本又は広告原稿、その他使用計画の分かるもの			
その他	1 使用を承認された条件を遵守して使用します。 2 使用を承認された商品、印刷物等の完成品は、後日提出します。			

(様式第2号)

四日市市マスコットキャラクター使用承認（更新・変更）通知書

令和 年 月 日

住 所

団体名

代表者

様

四日市市長 森 智広

年 月 日付けで申請のありました、四日市市マスコットキャラクターの使用について、次のとおり承認します。

使用目的	
	無償
使用許可 アプリケーション	
使用条件	<p>1 使用目的以外の目的で使用する場合、又は内容を変更する場合は、再度申請してください。</p> <p>2 承認された条件を守らなかった場合、又は不正に使用したと認めるときは、使用の承認を取り消すことがあります。</p>

使用期限は使用承認を受けた日から翌年度の末日とする。

次回更新日： 年 月 日

(様式第3号)

四日市市マスコットキャラクター使用不承認通知書

年 月 日

住 所

団体名

代表者

様

四日市市長 森 智広

年 月 日付けで申請のありました、四日市市マスコットキャラクターの使用について、以下の理由により使用を承認しないことを通知します。

理 由

(様式第4号)

四日市市マスコットキャラクター使用承認取消通知書

年 月 日

住 所

団体名

代表者

様

四日市市長 森 智広

年 月 日付けで承認した、四日市市マスコットキャラクターの使用について、以下の理由により使用の承認を取消しします。

取消理由